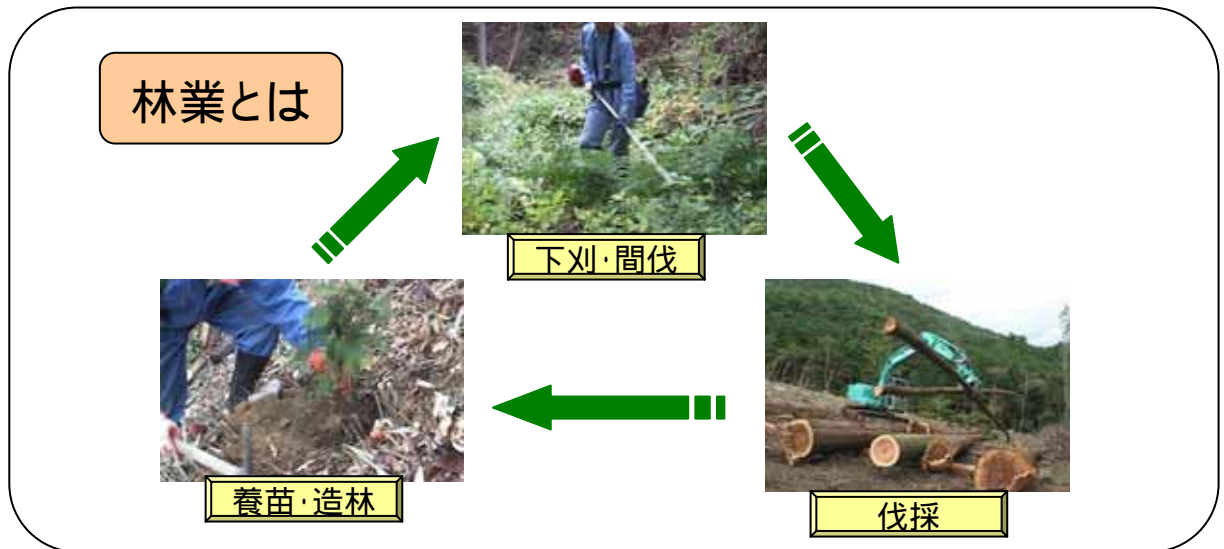


林業に対する事業税の非課税《事業税》

特例の内容

林業()を行う個人又は法人については、事業税が非課税です。

林業とは、土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業をいいます。養苗、造林又は撫育を伴わないで、伐採のみを行う事業は含まれません。したがって、素材生産業者の方は林業に該当しません。また、林業にはしいたけ栽培、うるし採取等のいわゆる林産業も含まれません。



< 事業税とは(個人事業税の場合) >

対 象

事業税は前年の課税所得金額に応じて課税されます。

事業税額の計算

事業税額は課税所得金額の3%～5%(税率)になります。

税 率

税率は業種によって異なります。例えば、薪炭製造業や水産業の税率は4%、製造業や物品販売業の税率は5%です。

お問い合わせ先

林野庁企画課税制班

(代表) 03-3502-8111

(ダイヤルイン) 03-3502-8037